新型コロナウイルス感染症に関する青森県対処方針 令和2年4月17日(令和2年5月14日変更)

令和2年5月14日、新型コロナウイルス感染症対策に関する新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施すべき区域が変更され、同日変更された国の基本的対処方針を踏まえ、本県において今後の講じるべき対策について、下記のとおり県の対処方針を定める。

記

1 現在の状況

政府の基本的対処方針においては、特定警戒都道府県以外の県においても、基本的な感染防止策の徹底等を継続する必要があるとともに、感染の状況等を継続的に監視し、その変化に応じて、迅速かつ適切に感染拡大防止の取組を行う必要があるとされていることから、本県においても、引き続き、感染拡大の防止に万全を期していく必要がある。

2 基本目標

- ◆ 本県における感染まん延や医療崩壊を回避する。
- ◆ 地域経済や県民生活への影響を最小限に食い止める。

3 重点対策

◆ 事態の長期化を見据えた、継続的かつ持続可能な感染予防対策の実施

4 全般的な方針

- ◆ 情報提供・共有及びまん延防止対策により、クラスター等の封じ込め及び接触 機会の低減により、感染防止と感染拡大の抑制を図る。
- ◆ サーベイランス・情報収集及び適切な医療の提供により、重症者及び死亡者の 発生を最小限に食い止めるべく万全を尽くす。
- ◆ 的確なまん延防止対策、教育環境の維持等及び経済・雇用対策により、社会・ 地域経済への影響を最小限にとどめる。
- ◆ まん延防止策を講じるにあたっては、感染拡大を予防する新しい生活様式の定着を図りながら、より社会経済活動の維持との両立に配慮した取組に移行していく。
- ◆ 新型コロナウイルス感染症に係る危機対策本部の下、全職員が一丸となり全庁 体制で取り組む。

5 新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく協力要請の内容

5月15日から、青森県全域を対象に、「あらゆる場面で「3つの密」を避ける」 等の協力を要請。【別紙参照】

6 対策実施に関する重要事項

(1)情報提供,共有

- 感染症に係る正しい情報や感染防止対策を分かりやすく情報発信する。
- 各種支援制度や相談窓口等の周知を図る。
- 特措法に基づく協力要請に係る県民の円滑な協力に向けて情報発信の充実 強化を図る。

(2) サーベイランス・情報収集

- 疑似症患者を把握し、医師が必要と認める検査を実施する。
- 帰国者・接触者外来を設置する医療機関や医師会等と連携し、検査の実施体制の充実を図る。
- 積極的疫学調査の適切な実施により、濃厚接触者や感染源の把握を徹底する。

(3) まん延防止

- 感染拡大を予防する新たな生活様式の定着・徹底を図る。
- 特措法に基づく協力要請に係る県民の円滑な協力に向けて情報発信の充実 強化を図る。
- あらゆる場面において「三つの密」を避けることを徹底するとともに、人との適切な距離を保つなど、接触機会の低減を図る。
- 特定警戒都道府県等との往来の抑制を図る。
- 在宅勤務、時差出勤、自転車通勤等、人との接触を低減する取組を推進 する。
- 積極的疫学調査の適切な実施に向けて保健所の体制強化を図る。
- 専門家による医学的見地からの意見・助言等を聴取する。

(4) 医療の提供等

- 感染患者に対して適切に医療措置を実施する。
- 感染患者増加時の重症者等に対する入院医療の提供体制のさらなる確保に努める。
- 感染患者の受入調整や移送調整を行う体制を整備する。
- 帰国者・接触者外来において医療提供の限度を超える事態の発生に備え、一般の医療機関での外来診療等について事前に調整する。

- 医療機関及び高齢者施設等における院内・施設内感染防止対策を徹底する。
- 感染症指定医療機関等に対し個人防護資機材を優先的に確保する。
- 妊産婦に対する感染防止の取組を推進する。
- 法定の健康診断及び予防接種について、適切な感染防止対策下で実施される よう配慮する。

(5)教育環境の維持等

- 教育活動における感染防止対策を徹底する。
- 児童生徒及び教職員に感染の疑いが生じた場合の適切な対応を徹底する。
- 学校休業中における家庭学習が円滑に実施されるよう環境を整備する。
- 子どもの居場所確保に向けた体制の強化等を図る。

(6)経済・雇用対策

- 中小・小規模事業者や個人事業主の事業継続を支援する。
- 影響を受けた事業者の資金繰り等支援の充実を図る。
- 国等の制度を活用して雇用や生活の維持を支援する。
- 国・県等の各種支援策の周知や相談体制の充実を図る。
- 事業者による感染防止対策を支援するとともに、安全対策について情報発信 する。
- 販売が落ち込んでいる県産品の需要拡大と輸出の拡大強化を図る。
- 入国制限措置等に伴い不足する労働力の確保を図る。
- 国内外からの旅行需要の回復対策を推進するとともに、受入態勢の維持・整備を図る。

(7) その他重要な留意事項

① 人権への配慮等

- 患者・感染者や対策に携わった方々等の人権に配慮した取組を行う。
- 外出を自粛する方々の心のケアや、自宅でのDV・虐待の発生防止に取り 組む。
- 要援護者に対して市町村が行う見守り等に対して適切に支援する。

② 物資・資材等の供給

○ マスク・個人防護資機材、消毒薬、食料品等の円滑な供給確保について国 等に要請する。

③ 庁内体制の強化と関係機関との連携

- 新型コロナウイルス感染症対策について、最優先の課題として全庁体制で 取り組む。
- 状況に応じ体制の強化等に柔軟に対応する。

○ 国、近隣の道県、市町村など関係機関との情報共有を図り連携して対策を 実施する。

④ 社会機能の維持

- 県の機能麻痺を回避するため、業務上の感染防止対策を徹底する。
- 職員に感染者等が確認された場合の対応を予め定め、必要な対策を講じる。
- 県民生活等への影響を最小限とするため主要インフラ事業の維持を図る。
- 物流体制・ライフライン確保等に努める。
- 警察は混乱に乗じた各種犯罪を抑止するとともに取締りを徹底する。
- 食料・医薬品や生活必需品等の購入について消費者としての適切な行動を 県民に呼びかける。

【新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に基づく協力要請の内容】

- **1 区 域** 青森県全域
- 2 期 間 令和2年5月15日(金)から
- 3 実施内容

協力要請の内容		県民等	事業者等	イベント等
ソーシャルディフ	○ イベント・会議・スポーツ、夜間の会食等も含め、あらゆる場面において、密閉・密集・近距離での会話といった、「3つの密」を避けることの徹底について協力を要請さらに、「3つの密」が重ならない場合でも、感染リスクを低減するため、できるだけ「ゼロ密」を目指すよう協力を要請	0	0	0
	○ 大勢の人が集まる場所をはじめ「3つの密」が重なる場所(施設・店舗等を含む)への外出を控えるとともに、外出時はマスクを着用し、人との適切な距離を保つよう協力を要請	0		
スタンシ	○ 営業等を行う全ての施設・店舗・事業等に対し、適切な感染防止対策について協力を要請		0	0
シングの取組	○ 買い物・飲食や、施設の利用等の際には、各施設・店舗等が実施する感染防止の取組に協力するよう協力を要請	0		
	○ 在宅勤務、時差出勤や自転車通勤等、人との接触を低減する工 夫をするよう協力を要請	0	0	
	○ 手洗い、咳エチケットの徹底、風邪のような症状がある場合に は、会社等を休むなど、拡散防止につながる行動について協力を 要請	0		
その他	○ 不要不急の帰省や旅行など、都道府県をまたいだ移動は極力控 え、特に特定警戒都道府県との往来について自粛するよう協力を 要請(※1)	0		
	○ 特定警戒都道府県から移動してきた方は2週間は不要不急の外 出を自粛し、毎日検温するなど健康観察するよう協力を要請 (※2)	0		
	○ 感染が疑われる症状が出た場合には、医療機関を受診する前に、 まずは保健所に設置している「帰国者・接触者相談センター」に 事前に連絡をすることについて協力を要請	0		

- ※1 お仕事等により特定警戒都道府県以外の都道府県へ移動する場合にあっては、移動先の感染拡大防止に係る協力要請の内容に応じ、自制的な行動をお願いします。
- ※2 お仕事等により特定警戒都道府県以外の都道府県から移動してきた方には、本県のソーシャルディスタンシングの取組に協力をお願いします。

【適切な感染防止対策】

目的	具体的な取組例			
発熱者等の施設への	従業員の体調確認を行い、37.5 度以上や体調不良の従業員の出勤を 停止する			
入場防止	来訪者の体調確認を行い、37.5 度以上や体調不良の来訪者の入場を 制限する			
	来訪者の入場制限、人との適切な距離を確保するための工夫を実施 する (約2mの間隔を確保するいわゆるソーシャルディスタンシング)			
3つの「密」の防止 (密閉・密集・密接)	こまめに換気を行う (可能であれば2つの方向の窓を同時に開ける)			
	密集する会議等を中止する (対面による会議を避け、電話会議やビデオ会議を利用する)			
	従業員のマスク着用、手指の消毒、咳エチケット、手洗いを励行 する			
飛沫感染、接触感染の 防止	来訪者の入店時等における手指の消毒、咳エチケット、手洗いを 励行する			
	店舗・事務所内の定期的な消毒を行う			
	時差出勤、自家用車・自転車・徒歩等による出勤を推進する			
移動時における感染の 防止	従業員数の出勤日数を制限する (テレワーク等による在宅勤務の実施等)			
	出張の中止 (電話会議、ビデオ会議の活用)、来訪者数の制限			